

ユニフォーム等の広告に関する規程

最終改定日：令和元年6月20日

第1条 〔目的〕

本規程は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）規約第26条およびユニフォーム規程に基づき、Vリーグ機構が主催する公式試合（以下、「試合」という）に参加するチームが着用するユニフォーム、サポーターおよびアンダーウェア等の広告に関する事項について定める。

第2条 〔広告の表示〕

- (1) Vリーグ機構に所属するチームは、Vリーグ機構の承認のもとでチームのユニフォーム、サポーター、アンダーウェア、トレーニングウェア、Tシャツおよび練習着（以下、「ユニフォーム等」という）に有償で広告を表示し、使用することができる。
- (2) チームおよびチームを保有する法人その他の団体の商品ならびにブランド名は、広告に含める。
- (3) ユニフォーム等に第三者のための広告を表示する場合には、事前に「ユニフォーム広告掲示申請書」をVリーグ機構に提出し、スポンサーの名称および商品名等を届け出なければならない。
- (4) 1項の広告数、位置およびサイズについては特に定めないが、Vリーグマーク、背番号およびチームネーム等が識別できなければならない。
- (5) ユニフォームに、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「JVA」という）のロゴマークやVリーグ機構が指定するキャンペーンマーク等の広告以外のものを表示する場合についても、前項を準用する。
- (6) ユニフォームへの広告の表示は、チーム全員が同一の内容でなければならない。ただし、リベロ・プレーヤーが着用するユニフォームについては、この限りではない。

第3条 〔広告の禁止〕

次に該当する広告は、ユニフォーム等への表示を認めない。

- ① 政党その他政治団体、選挙活動または宗教活動に関するもの
- ② 風俗営業に類するもの
- ③ 意見広告や売名を目的とした広告に類するもの
- ④ 青少年の健全育成に悪影響を及ぼすおそれがあると判断されるもの
- ⑤ 責任の所在や内容等が不明確なもの、または誇大表示や不当表示等の表現方法が不適切なもの
- ⑥ 人権侵害や名誉毀損、各種差別的な内容のもの。
- ⑦ 反社会的な内容のもの
- ⑧ 公序良俗に反するもの
- ⑨ その他、バレーボールを始めとするスポーツの普及・発展やVリーグ機構の目的に照らして著しく相応しくないと代表理事が認めたもの。

第4条 〔例 外〕

Vリーグ機構あるいはJVAが主催する試合において、Vリーグ機構あるいはJVAが特に指定した場合は、チームは指定された広告を掲出しなければならない。この場合、チームは当該チームに関する広告が表示されたユニフォーム等は使用できない。

第5条 〔懲 罰〕

- (1) Vリーグ機構は、チームが本規程に違反した場合は、催告なしに承認を取り消す。
- (2) 前項により承認を取り消された後も、チームが引き続き広告宣伝活動を行った場合は、コンプライアンス規程に基づく制裁の対象となる。

第6条 〔改 正〕

本規程の改正は、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

附 則

1. 本規程は、2018/19 シーズンから適用する。

<改定履歴>

平成30年11月21日	平成30年11月21日の理事会にて、「ユニフォーム、サポーター、アンダーウェア、トレーニングウェア、Tシャツおよび練習着」の総称を「ユニフォーム等」と定義し、第2条1項および第4条の表記を変更した。また、第2条2項の対象にチームに加えて「チームを保有する法人その他の団体」が含まれることを明記した。
令和元年6月20日	令和元年6月20日の理事会にて、Vリーグ機構規約の改定に伴い、対応する条番号の修正を行った。